

平成 27 年度

子育て世帯 臨時特例給付金



子育て世帯臨時特例給付金は、消費税引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施されるものです。

■支給対象者

平成27年6月分の児童手当を受給される方が対象です。特例給付(児童を養育している方の所得が児童手当の所得制限限度額以上の場合に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの)を受給されている方は、対象となりません。

■対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

■支給額

対象児童1人につき3,000円

■申請手続(公務員以外)

平成27年5月31日時点において住民登録がある市区町村へ申請してください。

支給対象となる可能性のある方には、7月下旬に申請書を送付予定で、

8月3日から申請受付を開始します。返信用封筒も同封しますので役場町

民税務課あて郵送してください。また、平成27年6月1日以降に町外へ転出した場合は、南越前町で申請手続きを行うこととなります。申請書は、転出先に送付する予定です。

■申請手続(公務員)

公務員の児童手当は勤務先から支給されていますが、この給付金に関しては平成27年5月31日時点において住民登録のある市区町村に申請する必要があります。勤務先から次の書類が交付されることになっておりますので、8月3日以降に役場町民税務課まで提出してください。

平成27年6月分の児童手当の受給状況に係る証明書

■支給申請書(公務員用)

■申請受付期間

8月3日(月)～11月30日(月)

■給付金の受取方法

児童手当の振込口座(または、申請書に記載した指定口座)に10月に

降に入金されます。

※振込後に支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金を返還していただきますので、ご注意ください。

■問合せ

町民税務課 ☎47-80015

子育て世帯臨時特例給付金の支給を装った「振り込み詐欺」等にご注意ください

町や県、厚生労働省などの職員をかたった電話や郵便により、手数料などの振込を求められたり、個人情報を探ねられたりした時は、迷わずに役場町民税務課や最寄りの警察署にご連絡ください。

● 厚生労働省「子育て世帯臨時特例給付金」ダイヤル

子育て世帯臨時特例給付金に関する一般的な問い合わせに対応するため、厚生労働省では、給付金専用ダイヤルを設置しています。制度の概要についてのお問い合わせは、左記専用ダイヤルをご利用ください。

電話番号 0570-03071192
運営時間 午前9時～午後6時
(土、日、祝日は除く)

子育て支援金制度の第3子以降の支給について

8月1日から子ども医療費助成制度が、出生から中学3年生までの全ての子どもに医療費の個人負担を対象とするよう拡充されます。

このため、平成28年4月1日から、南越前町子育て支援金制度の第3子以降の支給については、これまでの100万円から30万円に改正させていただきますことになりましたので、ご了承くださいますよう、よろしくお願ひします。(第1子・第2子の10万円については、変わりありません。)

■問合せ

保健福祉課 ☎47-80007

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第10回特別弔慰金)が支給されます

■支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受給している方。

■請求期間

平成27年4月1日から平成30年4月2日まで

■請求窓口

南条地区：保健福祉課 ☎47-80007
今庄地区：今庄総合事務所 ☎45-11111
河野地区：河野総合事務所 ☎48-21111